

三木市交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長が、市政の推進に必要な外部との交際のために支出する市交際費について、その種別、支出範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(種別及び支出範囲)

第2条 市交際費の種別及び支出範囲等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会費 各種団体等が開催する会合に構成員又は来賓として出席する場合の懇親会費の実費相当額について支出する。市政遂行上及び社会通念上必要と認められ、真摯な意見交換が目的の懇談会、会食の自己負担としての会費を支出する。
 - (2) 香料、供花 別表に定める香料供花支出基準によるものとする。
 - (3) 病気見舞金等 市政関係者本人(現職の三木市選出県議会議員、市議会議員及び非常勤で特別職の者をいう。)の病気、事故、災害等に対して見舞金として支出する。
 - (4) 祝い金、祝儀等 三木市民にとって名誉となる行為又は業績を上げた個人又は団体に対して支出する。
 - (5) 贈答 市長又は職員が他機関、諸団体又は個人を公務あるいは視察研修で訪問する場合に社会通念上認められる範囲の手土産について支出する。
 - (6) その他 市長が市政運営上特に必要と認めたものについて支出する。
- 2 前項の規定にかかわらず、宗教行事又は宗教的行為若しくは内容を伴う行事及び政党その他の政治団体又はその支部に対するものには支出しない。

(基準及び支出内容の公開)

第3条 この基準は、公開し、この基準に基づく交際費の支出内容については公表する。

- 2 公表の方法は、「市交際費支出調書」及び「市交際費支出内訳書」を閲覧に供することによるもの及び三木市ホームページに掲載することによるものとする。ただし、公表情報に個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

(改正)

第4条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

香料供花支出基準

区 分	本 人	家族については、 配偶者に限る
①名誉市民の死亡の場合	香料（2万円）、 供花	—
②選奨規則に基づく市政功労者	香料（2万円）、 供花	—
③終身議員待遇者 （議員として12年以上在職）	香料（2万円）、 供花	—
④三木市選出県議会議員、 市議会議員	香料（2万円）、 供花	香料（1万円）
⑤非常勤で特別職の者 （教育委員、選挙管理委員、 監査委員、公平委員、 固定資産評価審査委員、 農業委員）	香料（1万円）	—
⑥前及び元職の市長・市議会議員・ 市助役・市収入役・市教育長	香料（1万円）	—

※供花については、1万5千円または地域の標準的な市価額